法規的告示

○国土交通省告示第千百八十九号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条第一項の規定に基づき、船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百八十六号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月一日から適用する。

令和八年十月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

都道府県	市町村長	地名略号
（略）	（略）	（略）
静岡県	（略）	（略）
	御前崎市長	御前崎
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

都道府県	市町村長	地名略号
（略）	（略）	（略）
静岡県	（略）	（略）
	御前崎市長	御前崎
	賀茂郡東伊豆町長	東伊豆
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

その他告示

○金融庁告示第七十三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

金融庁長官　伊藤　豊

登録番号　関東財務局長（電代）第九十二号
電子決済等代行業者名　株式会社ディーカレットＤＣＰ
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区富士見二丁目十番二号
登録年月日　令和三年十一月二十九日
失効年月日　令和八年七月一日

○総務省告示第三百七十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における令和元年総務省告示第百六十二号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
令和八年八月七日	いのちの党	政党の名称	いのちの党	れいわ新選組
		代表者の氏名	山本　譲司	山本　太郎
		候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	いのちの党選挙対策委員会	れいわ新選組選挙対策委員会
		候補者となるべき者の選定の手続	選挙対策委員会で案を作成し、代表が選定の上、役員会で承認を得る	選挙対策委員会で案を作成し、代表が選定の上、総会で承認を得る

○総務省告示第三百七十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和元年総務省告示第百六十三号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

総務大臣　藤井比早之

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
令和八年八月七日	いのちの党	政党の名称	いのちの党	れいわ新選組
		代表者の氏名	山本　譲司	山本　太郎
		候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	いのちの党選挙対策委員会	れいわ新選組選挙対策委員会
		候補者となるべき者の選定の手続	選挙対策委員会で案を作成し、代表が選定の上、役員会で承認を得る	選挙対策委員会で案を作成し、代表が選定の上、総会で承認を得る

○中央選挙管理会告示第二十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について次のとおり届出があったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
令和八年二月十九日	自由民主党	自民党	東京都千代田区永田町一丁目一一番二三号	高市　早苗
令和八年二月二十日	国民民主党	民主党	東京都千代田区永田町二丁目一七番一七号ＪＢＳ永田町	玉木雄一郎
令和八年二月二十四日	日本保守党	保守党	東京都千代田区麹町二―二―三一麹町サンライズビル五階	百田　尚樹
令和八年二月二十四日	れいわ新選組	れいわ	東京都千代田区麹町二丁目五番地二〇押田ビル四階	山本　太郎
令和八年二月二十四日	日本共産党	共産党	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二六番七号	田村　智子
令和八年二月二十四日	立憲民主党	民主党	東京都千代田区永田町一―一一―一三宅坂ビル	水岡　俊一
令和八年二月二十四日	中道改革連合	中道	東京都千代田区永田町一―一一―一	小川　淳也